

商品概要説明書

2024年11月4日現在

1. 商品名	自由金利型定期預金(M型)＜スーパー定期＞
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま (但し、複利型は個人のお客さまに限定させていただきます)
3. 期間	定型方式 1カ月、2カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年 期日指定方式 1カ月超7年未満の期間内で満期日を指定いただきます。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括お預け入れいただけます。 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	元本および利息は満期時に一括払出となります。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 ①単利型 ②複利型 (4)課税	店頭に表示する毎日の預入期間別、金額階層別のスーパー定期の利率(固定金利)とさせていただきます。金利は店頭に表示します。 単利型の預入期間2年未満のものおよび複利型は満期日以後に一括してお支払いします。 単利型の預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日に分割してお支払いします。 なお、中間利払日の前日までの日数および中間利払率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。 付利単位は1円です。 預入日から満期日の前日までの日数について、約定利率によって計算します。 お預け入れ金額によっては、複利型の場合の利息が、単利型の利息を下回る場合があります。 1年を365日として日割りにて計算させていただきます。 6カ月複利の方法で計算させていただきます。(定型方式または期日指定方式の期間2年以上の個人のみです) 個人のお客さまは20.315%の源泉分離課税(国税15.315%および地方税5%)、法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。
7. 手数料	手数料はかかりません。
8. 付加できる特約事項	※ 満期時のお取扱い 自動継続(元本継続または元利金継続)でのお取扱いが可能です。 (但し、定型方式のみです) ※ マル優のお取扱いができます。



三井住友信託銀行

9. 中途解約時の取扱い	
(1) 中途解約の可否	<p>この預金は原則として解約することができません。なお、やむを得ないご事情のためお客さまから解約のお申し出があり、当社でこれを認めた場合には、この預金の全部について解約することができます。</p> <p>なお、通帳式の契約については、お預入日から1年後の応当日以降、当社がやむを得ないものと認めた場合には、この預金の一部について解約することもできます。その他の場合には、一部だけの解約は出来ません。</p>
(2) 中途解約時の取扱い	<p>お預入日から解約日の前日までの日数について、約定(適用)利率に掛目を掛けた後の利率(小数点第4位以下を切捨てます。)で計算します。</p> <p>複利型の場合は期限前解約の場合も半年複利で計算します。</p> <p>(期間1カ月以上3年未満の場合)</p> <ul style="list-style-type: none">・6カ月未満 解約日における普通預金利率 ただし、約定利率×10%を上回らないものとします。・6カ月以上 約定利率×50%・1年以上 約定利率×70% <p>(期間3年の場合)</p> <ul style="list-style-type: none">・6カ月未満 解約日における普通預金利率 ただし、約定利率×10%を上回らないものとします。・6カ月以上 約定利率×20%・1年以上 約定利率×30%・1年半以上 約定利率×30%・2年以上 約定利率×60%・2年半以上 約定利率×60% <p>(期間3年超4年以内の場合)</p> <ul style="list-style-type: none">・6カ月未満 解約日における普通預金利率 ただし、約定利率×10%を上回らないものとします。・6カ月以上 約定利率×10%・1年以上 約定利率×20%・1年半以上 約定利率×20%・2年以上 約定利率×40%・2年半以上 約定利率×40%・3年以上 約定利率×70% <p>(期間4年超5年以内の場合)</p> <ul style="list-style-type: none">・6カ月未満 解約日における普通預金利率 ただし、約定利率×10%を上回らないものとします。・6カ月以上 約定利率×10%・1年以上 約定利率×10%



商品概要説明書

2024年11月4日現在

	<ul style="list-style-type: none"> ・1年半以上 約定利率×10% ・2年以上 約定利率×30% ・2年半以上 約定利率×30% ・3年以上 約定利率×50% ・4年以上 約定利率×70% <p>(期間5年超7年以内の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6カ月未満 解約日における普通預金利率 ただし、約定利率×10%を上回らないものとします。 ・6カ月以上 約定利率×10% ・1年以上 約定利率×10% ・1年半以上 約定利率×10% ・2年以上 約定利率×20% ・2年半以上 約定利率×20% ・3年以上 約定利率×40% ・4年以上 約定利率×60% ・5年以上 約定利率×70% ・6年以上 約定利率×80%
<p>10. 当社が契約している 指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部解約に伴う金額階層の変更により、約定利率が変更される場合があります(但し、変更されるまでの計算期間別に分かち計算をします)。 ・元本保証です。 ・また預金保険制度の対象となっていますので、万一当社が払戻しを停止した場合においても預金保険の保険金の範囲内までは保護されます。 ・満期日は事前にご通知いたします。 ・満期日以後のお利息は、解約又は書替継続した日における普通預金利率により計算させていただきます。 ・利率は窓口までお問い合わせください。 ・総合口座にてご利用いただく場合(個人のお客様のみ)は、スーパー定期を担保として、普通預金で当座貸越ができます。当座貸越の利率は、約定利率に年0.5%を加えた利率とします。 ・当社の責に帰さない事由によって、お客さまがこの預金の満期日の後10年間当社に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅するものとします。なお、お客さまから請求があったときは支払いに応じることがありますが、満期日以後のお利息の計算は支払い時の当社の普通預金利率により、単利の方法により計算します。



三井住友信託銀行